

少年審判規則の一部を改正する規則案

少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の四項を加える。

- 3 裁判所は、保護事件の記録又は証拠物に、閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を畏怖させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穩を著しく害する行為がなされるおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認めるときは、付添人が前項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するに当たり、付添人に対し、当該事項であつて裁判所が指定するものについて、少年若しくは保護者に知らせてはならない旨の条件を付し、又は少年若しくは保護者に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、審判の準備上の支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

- 4 裁判所は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあるとき、審判の準備上の支障を生ずるおそれがあるときを除き、付添人が第二項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するについて、これらのうち前項本文に規定する部分

であつて裁判所が指定するものの閲覧を禁じることができる。この場合において、閲覧を禁じた部分にその人の氏名又は住居が記載され又は記録されている場合であつて、付添人の請求があるときは、付添人に對し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならぬ。

5 裁判所は、第三項の規定により付した条件に付添人が違反したとき、又は同項の規定による時期若しくは方法の指定に付添人が従わなかつたときは、弁護士である付添人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

6 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならぬ。

第二十四条の二第三項中「前二項」を「前三項」に、「告知」を「告知及び教示」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第二百七条第三項」を「第二百七条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、本人は弁護士、弁護士法人

又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならぬ。  
い。

## 附 則

### (施行期日)

この規則は、平成二十八年■月■日から施行する。